

市町村合併

1.	1市3町1村合併	5
2.	1市3町合併	5

市町村合併（平成の大合併）

1. 1市3町1村合併（平成17年10月1日）

主な協議結果

- 合併の方式 新設合併
- 合併の期日 平成17年10月1日
- 市の名称 「佐賀市」
- 市の事務所の位置 現佐賀市庁舎の位置（佐賀市栄町1番1号）
- 事務組織及び機構の取り扱い
 - ・役場の統廃合については、段階的に縮小していくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、合併から概ね10年後に再度議論する。
 - ・現在の3町1村の庁舎は、合併後当分の間それぞれの区域を所管する支所とする。
- 議員の定数及び任期の取り扱い
 - ・議会議員の定数
議員定数38人で設置選挙（合併の日から50日以内）。
- 地域審議会及び地域自治組織の取り扱い
 - ・地域審議会を佐賀市を除く3町1村の区域にそれぞれ設置する。
 - ・設置期間は平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

2. 1市3町合併（平成19年10月1日）

主な協議結果

- 合併の方式 編入合併
- 合併の期日 平成19年10月1日
- 市の名称 「佐賀市」
- 市の事務所の位置 現佐賀市庁舎の位置（佐賀市栄町1番1号）
- 事務組織及び機構の取り扱い
 - ・役場の統廃合については、段階的に縮小していくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、合併から概ね8年後に再度議論する。
 - ・現在の3町の庁舎は、合併後当分の間それぞれの区域を所管する支所とする。
- 議員の定数及び任期の取り扱い
 - ・議会議員の定数
定数特例により、議会の議員の定数は、佐賀市議会議員の在任期間（平成21年10月22日）に限り、6人増員して44人とする。
 - ・増員選挙の選挙区
川副町の区域に定数3人、東与賀町の区域に定数1人、久保田町の区域に定数2人の選挙区を設ける。（告示日平成19年10月21日、投票日平成19年10月28日）

- ・合併後最初の一般選挙

平成21年10月に行われる一般選挙の議員の定数は、38人とする。

- 地域審議会及び地域自治組織の取り扱い

- ・地域審議会を佐賀市を除く3町の区域にそれぞれ設置する。

- ・設置期間は平成19年10月1日から平成29年3月31日までとする。